

仙台市産業振興事業団 嘱託職員募集

■ 業務内容

仙台市中小企業活性化センターにおける以下の業務に従事すること。

- 施設の管理運営（受付）に関する事務及び庶務（窓口での電話対応あり）
- パソコン（予約システム）での申請入力、使用承認書の発行、施設使用料の徴収等
- 施設の管理運営（貸出）に関する会場設営（申込に応じた機器設置及び使用終了時の撤収作業）、原状回復の確認等

■ 申込要件（選考において考慮する経験・能力）

1. 下記の要件を満たす方

- 年齢 18 歳以上（労働基準法の規定による（深夜労働））
- パソコン（ワード、エクセル、メールソフト）が使えること。
- 音響及び映像機器（各種パソコン等との接続を含む）に対して基本的な知識を有していることが望ましい。

2. 次のいずれにも該当しない人

- 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

■ 勤務条件

1. 雇用期間

2025 年 8 月 1 日～2026 年 3 月 31 日

2. 勤務場所

仙台市青葉区中央一丁目 3 番 1 号 AER5・6 階
公益財団法人仙台市産業振興事業団

3. 勤務時間

以下の勤務時間及び休憩時間のシフト勤務

8:30～17:15（休憩 12:00～13:00）

11:45～20:30（休憩 15:00～16:00）

13:30～22:15（休憩 17:00～18:00）

※ 休憩時間 60 分

※ 必要により時間外勤務、休日勤務あり

4. 休日・休暇

毎 4 週間につき 8 の日

国民の祝日に関する法律に規定する休日と同等の日数

年末年始（12/29～1/3）、年次有給休暇、忌引 他

5. 給料

月額 153,280 円（基本給）

6. その他

地域手当：月額 9,196 円～

通勤手当：実費支給（上限 55,000 円）

超過勤務手当、休日給、期末手当、勤勉手当 ※事業団規程により支給

年次有給休暇：10 日

加入保険等：健康保険、厚生年金、雇用保険、労災保険

■ 受付方法

応募フォームからお申込みください

■ 選考方法

応募内容を選考の上、面接審査を実施（面接は毎週金曜日に実施）